

スポーツパークいさはや ネーミングライツ・パートナー（命名権者）募集要項

1. 目的

「スポーツパークいさはや」の2施設「サッカー広場」、「スケートボード場」の愛称を命名する権利を売却し、民間資金を活用して施設の魅力を高めることを目的として、ネーミングライツ・パートナー（命名権者）を次のとおり募集します。

2. 導入のメリット

（1）パートナー企業等（命名権者）のメリット

① PR効果

命名した愛称が、市の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

② 地域活性化に貢献

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等が実施されることにより、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

③ イメージアップ

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

（2）市民・市のメリット

① 施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります。

② その財源の活用により、施設利用者・市民サービスの向上が期待できます。

3. 対象施設

名称： ①サッカー広場、②スケートボード場

所在地： 諫早市久山町2014番地16

※上記2施設について、各施設ごとに募集します。

4. 募集条件

（1）契約期間

原則、3年から5年までとします。

契約期間終了後の更新については、優先交渉権があります。

（2）命名権料（消費税及び地方消費税別）

①サッカー広場・・・年額50万円以上

②スケートボード場・・・年額20万円以上

(3) 命名条件

命名権を付与する期間内における愛称の変更は、原則禁止とします。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではありません。

なお、愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。

また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。不適切なものを例示すると、次のとおりです。

- ① 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④ 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑦ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑧ 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
- ⑪ その他施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の設置、表示変更		○
契約期間終了後の現状回復		○
市の広報紙、パンフレットやHPの表示変更	○	

※ネーミングライツに係る看板等の設置及び表示変更は、市が公共的な目的で掲出するものであり、長崎県屋外広告物条例第6条第2項第7号に基づく公共広告物等とみなされますので、同条例第3条及び第5条の規定は適用除外となります。

(5) 応募資格

対象外の者を例示すると、次のとおりです。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した事業者
- ② 市から指名停止措置等を受けている事業者
- ③ 市税等（国税、県税を含む。以下同じ。）を滞納している事業者
- ④ 諫早市暴力団排除条例（平成24年諫早市条例第20号）第2条第1号又は第2号に規定する事業者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業者等を営む事業者
- ⑥ 消費者金融に係る事業者
- ⑦ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産の申立てがなされている事業者
- ⑩ 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者
- ⑪ その他市長が適当でないと認める事業者

5. 募集方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- ② ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第2号）
- ③ 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- ④ 応募者の概要を記載した書類
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑥ 登記事項証明書
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑨ 直近の市税等（国税及び県税等を含む）の納税証明書
- ⑩ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出部数

正本1部、 副本6部

(3) 募集期間

令和7年4月30日（水）から令和7年5月30日（金）まで

※郵送の場合必着とします。

なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 応募・問い合わせ先

諫早市 経済交流部 スポーツ振興課 担当 澁谷、寺島

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号

電話：0957-22-2543

FAX：0957-22-2462

メール：sports_shinkou@city.isahaya.nagasaki.jp

(5) 質問の受付

受付期間：令和7年4月30日（水）から令和7年5月16日（金）まで

受付方法：メールにより受付します。

回答方法：メールにて回答します。

(6) その他

① 応募に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

② 提出された書類は、返却しません。

③ 提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。

6. 審査の方法

市が設置する審査委員会において、別紙「審査方法」の基準により、応募資格、命名権料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、審査委員会において命名権者としてふさわしいかどうか審査します。

市長が、審査委員会の結果を尊重し、応募に対する可否及び契約の相手方を決定します。

審査結果については、すべての応募者に文書で通知します。

その後、決定された優先交渉権者と契約内容について協議を行います。

なお、協議は、優先交渉権者と行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点の者と契約内容について協議を行

うものとしてします。

[審査項目]

- ・地域貢献や支援の実績及び今後の計画
- ・愛称案
- ・応募金額
- ・応募期間

7. 契約の締結

決定された優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、愛称変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了後、当該施設の次回の命名権者の募集に際して、優先的に交渉できることとします。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

8. ネーミングライツ・パートナー（命名権者）の契約の解除

命名権者と契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権者とするのが適当でないと認められるとき、市は契約の解除をできることとします。

9. リスク負担

- (1) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、命名権者が負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市と命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとしてします。

(別紙)

審査方法

1. 応募資格審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、募集要項の「応募資格」を満たしているか確認するため、諫早市経済交流部スポーツ振興課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告します。

2. 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、審査委員会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

【審査基準】

審査項目（配点合計：100点、審査の観点）

審査項目	審査の観点	配点
①地域貢献や支援の実績及び今後の計画	市への地域貢献や支援の実績（実施回数、実施対象人数、実施による効果等）、今後の計画等	20
②愛称案	愛称案の親しみやすさ・呼びやすさ	10
③応募金額	他の応募者の応募金額との比較	50
④応募期間	市の希望愛称使用最長期間との比較	20
合 計		100

【採点方法】

ア 審査基準中、審査項目①、②については、下記の「得点の判断基準」により採点する。

判断基準	得点	
	審査項目	
	②	①
優れている	10	20
やや優れている	8	15
標準的である	5	10
やや劣っている	3	5
劣っている	0	0

イ 審査基準中、審査項目③については、次の算式により採点する。

$$\text{応募金額の得点} = 50 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$
 (小数点以下第1位を四捨五入)

ウ 審査基準中、審査項目④については、下記により採点する。

応募期間	得点
5年	20
4年	15
3年	10
3年未満	0

3 優先交渉権者の決定

内容審査の採点結果から、各委員の審査点の総合計の最も多い者を優先交渉権者として、第2位の者を次点の者として決定します。

なお、審査委員による採点の結果、各委員の合計点数において、配点合計の6割に満たない場合、又は審査基準の各項目に0点がある場合は、失格とします。応募が1者のみの場合でも同様とします。